

【市立豊中病院受託実習生受け入れに伴う取扱要綱】

(総 則)

第1条 市立豊中病院において、委託による学生の実習を受け入れる場合は、この要綱の定めるところによる。

(委託機関)

第2条 この要綱に基づき市立豊中病院に学生の実習の委託ができる機関は、看護師、助産師、臨床検査技師、診療放射線技師、薬剤師等の医療従事者等の養成を目的とする学校または養成所（以下「養成機関等」という。）とする。

(手続き)

第3条 養成機関等の長は、学生の実習を市立豊中病院に委託しようとするときは、学生の氏名、実習の期間、内容等を記載した書面にて病院長に申し出なければならない。

2 病院長は、前項の規定による申し出があったときは、病院等の業務に支障がなく受託を適当と認めた場合に限り、許可することができる。

3 病院長は前項の規定により許可するときは、これを養成機関等の長に書面で通知する。

(災害補償)

第4条 前条第2項の規定により実習を許可された学生（以下「受託実習生」という。）の災害等に係る補償については市立豊中病院はその責に任じない。

(受託実習料)

第5条 受託実習生の養成機関等の長は受託実習料を納入しなければならない。

2 受託実習料の額は、市内養成機関等は実習生1人につき日額1,000円、市外養成機関等は1人につき日額1,500円とする。

3 養成機関等において受託実習料の額に定めがある場合はその額とする。ただし、前項の額を下回らないこととする。

(実習義務)

第6条 受託実習生は、市立豊中病院に係る諸規則を守りかつ、病院長をはじめとする実習指導者の指示に従い、実習しなければならない。

(実習の停止及び許可の取り消し)

第7条 受託実習生が第6条の規定に違反し、または受託実習生としてふさわしくない行為があったときは、病院長は当該実習を停止させ、または第3条第2項の許可を取り消すことができる。

2 病院長は、前項の規定により実習を停止させ、または実習の許可を取り消すときは、これを養成機関等の長に通知する。

(細 則)

第8条 この要綱に定めるもののほか、受託実習生に関して必要な事項は、病院長が定める。

付 則

- 1 この要綱は平成18年9月1日から施行する。
- 2 「市立豊中病院受託実習生受け入れに伴う取扱規則」は平成18年8月31日をもって廃止する。

付 則

- 1 この要綱は平成20年4月1日から施行する。
- 2 平成20年3月31日までに受託契約した実習の受託実習料については、第5条2項本文の規定に関わらず実習生1人につき日額500円とする。